

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日休む)  
(当日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等 (三件) (地方課)
- 字の区域の変更 (六件) (〃)
- 字の区域の変更等 (四件) (〃)
- 土地改良法による換地処分 (十三件)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百五十八号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二において準用する同法第五十四条第四項の規定に

よる福部地区第一工区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

大字南田字南田

同上の区域 (平成三年十一月一日現在の地番による。)

大字南田字荒木九三の一部、九三の四の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字南田字流田一〇六の二、一〇七の四、一〇八の二、一〇九、一一〇の一、一一〇の二の一部、一一〇の三の一部、一一一の一の一部、一一一の二の一部、一一二の二、一一三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字栗谷字徳本一一五の一、一一五の三の一部、一一五の四の一部、一一五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字南田字坪

大字南田字御供二反田一五の一の一部、一五の九の一部、一五の一〇の一部、一五の一〇の二の一部、一六の一の一部、一六の六、一八の一の一部、一九、二〇、二二、二三の一部、二三の一、二三の二の一部、二四の一部、二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字南田字坪口三四の一部、三六の一部、四四の一部、四五の一部、五一の一部、五二、五二の一、五二の二、五三、五三の一、五三の二、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字南田字中坪のうち五七内一、五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字南田字三反田六三の一から六三の三まで、六七の一の

	<p>一部、六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字南田字家之前一一四の一から一一四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字南田字堂ノ前一五二の一から一五二の三までの一部、一五三の二の一部、一五四の二の一部、一五七の二の一部、一五七の二、一五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字南田字法瀬一九二の六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一九二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>一の一部、一二〇の二、一二〇の三の一部、一二二の二の一部、一二三の三の一部、一二三の二の一部、一二四の二の一部、一二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字栗谷字徳本平四二四の二の一部</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年十一月一日現在の地番による。）</p>	<p>大字南田字三反田六九の一の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字南田字口小 藏見の全域</p> <p>大字南田字奥小 藏見七六の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字南田字荒木九三の一の一部、九三の四の一部、九三の五、九四の二の一部、九四の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字南田字流田一一〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字栗谷字荒木一〇七の一の一部、一〇七の二の一部、一一、一一二の一の一部、一一二の二、一一二の三、一一三の一から一一三の五まで、一一三の七、一一四の一、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字栗谷字徳本一一五の三の一部、一一五の四の一部、一一五の五、一一六の一の一部、一一八の二の一部、一一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字栗谷字下荒木</p>	<p>大字栗谷字下荒木の全域</p> <p>大字栗谷字荒木一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一の一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字栗谷字荒木のうち一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一、一〇七の二、一一二、一一二の一の一部、一一二の二、一一二の三、一一三の一から一一三の五まで、一一三の七、一一四の一、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字栗谷字徳本</p>	<p>大字栗谷字徳本のうち一一五の一、一一五の三、一一五の四、一一五の五、一一五の六の一部、一一六の一の一部、一一八の一から一一八の三まで、一一九の一部、一二〇の</p>	<p>大字南田字奥小 藏見</p> <p>大字南田字奥小 藏見のうち七六の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>



<p>大字南田字中坪</p>	<p>の一部、二三の二の一部、二四の一部、二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地      大字南田字古宮の全域      大字南田字坪口三四の一部、三六の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地      大字 藏見 字繩手添六の七と一体をなす国有地の一部      大字 藏見 字高野口七の一部、八から一〇までの一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南田字御供 二反田</p>	<p>大字南田字御供二反田のうち一四の一、一四の四、一四の五の一部、一四の六の一部、一四の七、一四の八の一部、一五の一、一五の三、一五の九の一部、一五の一〇の一部、一五の一二の一部、一六の一の一部、一六の六、一六の七、一八の一の一部、一九、二〇、二二、二三、二三の一二三の二、二四、二四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五の四、一六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南田字法瀬</p>	<p>大字南田字法瀬のうち一八五の二、一八五の三、一九二の二、一九二の四、一九二の六、一九三の一、一九三の五から一九三の七まで、一九三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九二の八、一九二の九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南田字中瀬</p>	<p>大字南田字中瀬のうち九の二の一部、一〇の二の一部、一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域      大字南田字御供二反田一四の一、一四の四から一四の六までの一部、一四の七、一四の八の一部、一六の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五の四、一六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南田字拾石</p>	<p>らと一体をなす国有地の一部並びに一五の四、一六の五と一体をなす国有地の一部      大字南田字法瀬一九三の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九三の一、一九三の五から一九三の七までと一体をなす国有地の一部      大字南田字拾石口一九七の二の一部、一九八の二、一九八の三の一部、一九八の五の一部、一九八の六の一部、一九九の四、一九九の五の一部、二〇〇の五、二〇〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四の一、一九七の二、一九七の三と一体をなす国有地の一部      大字南田字天神森二〇二の一の一部、二〇二の二の一部、二〇二の四の一部、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇三の八の一部及びこれらと一体をなす国有地      大字中字鎌田九二の一と一体をなす国有地の一部      大字中字鉛り谷九三の一の一部、九三の二の一部、九三の三から九三の五まで、九四の一部、九五の一の一部、九五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南田字中瀬九の二の一部、一〇の二の一部、一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九の二と一体をなす国有地の一部      大字南田字御供二反田一四の四の一部、一五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一四の四、一四の五と一体をなす国有地の一部      大字南田字法瀬一九二の四、一九三の一、一九三の五、一九三の六、一九三の七の一部、一九三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九二の八、一九二の九と一体をなす国有地の一部      大字南田字拾石口のうち一九七の二の一部、一九八の二、一九八の三の一部、一九八の五の一部、一九八の六の一部、一九九の四、一九九の五の一部、二〇〇の五、二〇〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四の一、一九七の二、一九七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	

大字中字胡合田	大字中字西拾巻	大字中字拾石	大字中字東八	大字中字東九	大字中字鉛り谷 森 大字南田字天神
<p>大字中字胡合田のうち一一の一の一部、一一一の七の一部、一一二の一の一部、一一二の三の一部、一一三の一の一部、一一三の二、一一三の三、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一〇の四、一一〇の五の一部、一一一の一の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部、一一三</p>	<p>大字中字西拾巻のうち二九六の一の一部、二九六の七の一部、二九七の六、二九七の七以外の区域</p>	<p>大字中字拾石の全域 大字中字西拾巻二九六の一の一部、二九六の七の一部、二九七の六、二九七の七 大字南田字天神森二〇三の四及びこれと一体をなす国有地並びに二〇三の七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中字東八のうち二八三の二、二八五の二以外の区域</p>	<p>大字中字鉛り谷のうち九三の一から九三の五まで、九五の一、九五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>区域 大字南田字天神森二〇三の二の一部、二〇三の八の一部 大字南田字天神森のうち二〇二の一から二〇二の四まで、二〇三の二、二〇三の四、二〇三の五、二〇三の六、二〇三の八、二〇四の一、二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
					大字中字鎌田
<p>大字中字半之田四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六の二と一体をなす国有地の一部 大字中字瀧尻七〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七〇の一と一体をなす国有地の一部 大字中字鎌田のうち七三の一部、七四の一部、七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七六の一、九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中字鉛り谷九三の一の一部、九三の二の一部、九四の一部、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九五の一、九五の二と一体をなす国有地の一部 大字中字胡合田一一の一の一部、一一一の七の一部、一一二の一の一部、一一二の三の一部、一一三の一の一部、一一三の二、一一三の三、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一〇の四、一一〇の五の一部、一一一の一の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇の二、一一〇の三、一一〇の五と一体をなす国有地の一部 大字中字東八 二八三の二、二八五の二 大字中字東九 二八七の一部、二八八の一部 大字南田字天神森二〇二の一の一部、二〇二の二の一部、</p>					<p>の一の一部、一二三の二、一二五の一の一部、一二五の二の一部、一二五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一二〇の二、一二〇の三、一二〇の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中字下前田一三六の三、一四〇の三の一部、一四〇の六の一部、一四一の一、一四二、一四三の一の一部、一四三の二、一四四の三の一部、一四四の四から一四四の六まで、一四四の七の一部、一四四の八の一部、一四四の九、一四九の一の一部、一四九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字南田字天神森二〇三の二の一部、二〇三の六の一部、二〇四の一、二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字中字瀧尻</p>	<p>二〇二の三、二〇二の四の一部、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇三の六の一部、二〇三の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字後谷</p>	<p>大字中字後谷五七次一の一部、五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字中字瀧尻のうち七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字中字鎌田七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字半之田</p>	<p>大字中字後谷のうち五七次一の一部、五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字中字半之田のうち四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字中字鎌田七三の一部、七四の一部、七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七六の一と一体をなす国有地の一部          大字中字胡合田一二二の二の一部、一二三の一の一部、一二三の二、一二五の一の一部、一二五の二の一部、一二五の三及びこれらと一体をなす国有地          大字中字下前田一四四の二の一部、一四四の七の一部、一四四の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字下前田</p>	<p>大字中字下前田のうち一三六の三、一四〇の三の一部、一四〇の六の一部、一四一の一、一四二、一四三の一の一部、一四三の二、一四四の二、一四四の三の一部、一四四の四から一四四の一二まで、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四八の三から一四八の五まで、一四九の一の一部、一四九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中字家之奥</p>	<p>大字中字家之奥一五一、一五二の一、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字中字上前田一八七の二、一八七の三、一八八の一、一八八の四、一八九の三、一八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字上前田</p>	<p>大字中字家之奥のうち一五一、一五二の一、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字中字上前田のうち一八七の二、一八七の三、一八八の一、一八八の四、一八九の三から一八九の五まで、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字中字宮之前</p>	<p>大字中字宮之前の全域          大字中字下前田一四四の二の一部、一四四の三の一部、一四四の七の一部、一四四の八の一部、一四四の一〇、一四四の一、一四四の二の一部、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四八の三から一四八の五まで及びこれらと一体をなす国有地          大字中字上前田一八九の四の一部、一八九の五、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九の七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字 藏見 字繩手添</p>	<p>大字 藏見 字繩手添のうち六の七と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字 藏見 字高野口七の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字 藏見 字高野口</p>	<p>大字 藏見 字高野口のうち七の一の一部、八から一〇まで、一一の一の一部、二七(二八)合併の一部、二九(三〇)合併の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七の二、</p>

<p>大字 藏見字中前田</p>	<p>大字 藏見字下前田</p>	<p>大字 藏見字乳母ヶ谷</p>	<p>大字 藏見字高野二反田</p>	<p>七の三、一一の二、一二、一五と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字 藏見字高野二反田三三の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字 藏見字中前田のうち二二の二の一部、二二の二の一部、二二三、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字 藏見字上前田二二六の一部、二一九の二の一部、二二二の二の一部</p>	<p>大字 藏見字高野口七の二、七の三、一一の二、一二、一五と一体をなす国有地の一部          大字 藏見字乳母ヶ谷 一四二の二、一四二の四の一部、七一一の二、七二五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二の二、一四二の三と一体をなす国有地の一部          大字 藏見字下前田の全域          大字 藏見字中前田二二の二の一部、二二二の二の一部、二二三、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字 藏見字乳母ヶ谷のうち 一四二の二、一四二の四の一部、七一一の二、七二五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二の二、一四二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字 藏見字高野口二二七 合併の一部、二二九 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字 藏見字高野二反田のうち 三三の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	
<p>大字 藏見字丹後谷</p>	<p>大字 藏見字水ノ内</p>	<p>大字 藏見字柿ヶ谷</p>	<p>大字 藏見字栴反田</p>	<p>大字 藏見字丹後谷のうち 四四二の一、四四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          大字 藏見字水ノ内のうち 三〇二の二、三〇八の一、三〇九の二、三〇九の三、三二二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字 藏見字柿ヶ谷三二七、三二八及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字 藏見字栴反田四一五の一部、四一六の一部、四一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一四、四一五と一体をなす国有地の一部          大字 藏見字海淵四一九の二の一部、四一九の二の一部、四二〇の二の一部、四二〇の三の一部、四二四の二の一部、四二四の三の一部、四二四の四の一部、四二四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字 藏見字丹後谷四四二の一、四四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字 藏見字海 測</p>	<p>大字 藏見字海測のうち 四一九の一、四一九の二、四二〇の一から四二〇の三まで、四二四、四二九の一から四二九の四まで、四二九の六から四二九の八まで、七七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字 藏見字上 前田</p>	<p>大字 藏見字上前田のうち 二一六の一の一部、二一九の一の一部、二二二の一の一部以外の区域 大字 藏見字二反田四五二、四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四の一の一部、四五四の二の一部、四五五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字 藏見字二 反田</p>	<p>大字 藏見字二反田のうち 四五二、四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四の一の一部、四五四の二の一部、四五五の一、四五六の二の一部、四六一の一の一部、四六一の二、四六一の三の一部、四六一の四から四六一の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字 藏見字池 ノ尾</p>	<p>大字 藏見字二反田四五六の二の一部、四六一の一の一部、四六一の二、四六一の三の一部、四六一の四から四六一の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見字池ノ尾のうち 四八一の二の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七一の二、四八一の一、四八一の二、四八二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見字四反田五三五の三の一部、五三六の二の一部、五三七の二の一部</p>
<p>大字 藏見字四 反田</p>	<p>大字 藏見字池ノ尾四八一の二の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七一の二、四八一の一、四八一の二、四八二の二と一体をなす国有地の一部 大字 藏見字久志給四八五の二の一部及びこれらと一体を</p>
<p>大字 藏見字大 柘田</p>	<p>なす国有地 大字 藏見字四反田のうち 五三五の二の一部、五三五の三の一部、五三六の二の一部、五三七の二の一部、五四九の一部、五四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五三五の三、五五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見字大柘田 <sup>五五三の一</sup> <sub>五五四</sub> <sup>五五三の一</sup> <sub>五五五</sub> 合併の一部、五五三の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字 藏見字久 志給</p>	<p>大字 藏見字四反田五四九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五二と一体をなす国有地の一部 大字 藏見字大柘田のうち <sup>五五三の一</sup> <sub>五五五</sub> 合併の一部、五五三の一部、五七〇、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見字芦田五七二の一部、八二三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久志羅字下大柘田一九七の一部、一九八の一部、一九九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字 藏見字池ノ尾 四八二の二と一体をなす 国有地</p>	<p>大字 藏見字池ノ尾四八二の二と一体をなす国有地の一部 大字 藏見字久志給のうち 四八五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字 藏見字正郷寺五〇〇、五〇〇の一の一部、五〇一の一部、五〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見字四反田五三五の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五三五の二、五三五の三と一体をなす国有地の一部 大字 藏見字芦田五七五の一の一部、五七五の二の一部、五七六の一の一部、五七六の二の一部、五七九の一から五七九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の二と一体をなす国有地の一部</p>



<p>大字 藏見 字小 栢田</p>	<p>大字 藏見 字上 芦田</p>	<p>大字 藏見 字声 田</p>	<p>大字 藏見 字正 郷寺</p>
<p>大字 藏見 字小栢田のうち五八八の一部、五八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五八九、八一九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字幟立六〇一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字 藏見 字上芦田のうち五八四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字小栢田五八八の一部、五八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五八九、八一九と一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字幟立六〇一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字 藏見 字大栢田五五三の一部、五七〇の一部、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字芦田のうち五七二の一部、五七五の一部、五七五の二の一部、五七六の一部、五七六の二の一部、五七九の二から五七九の三までの一部、八二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字上芦田五八四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字 藏見 字正郷寺のうち五〇〇、五〇〇の二の一部、五〇〇の三の一部、五〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字四反田五三五の二の一部、五三五の三の一部、五四九の一部、五四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字大栢田五五三の一部、五七〇の一部、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字芦田のうち五七二の一部、五七五の一部、五七五の二の一部、五七六の一部、五七六の二の一部、五七九の二から五七九の三までの一部、八二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字上芦田五八四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>

<p>鳥取県告示第三百五十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩井地区第二工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p>	<p>大字 藏見 字幟立</p>	<p>大字 藏見 字幟立のうち六〇一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字 藏見 字辛ノ谷六二一の一部、六二一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字奥幟立六二一、六二一の二、六二二の二、六二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二二の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字 藏見 字辛ノ谷</p>	<p>大字 藏見 字辛ノ谷のうち六二一の一部、六二一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字 藏見 字奥幟立</p>	<p>大字 藏見 字奥幟立のうち六二一、六二一の二、六二二の二、六二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字 久志羅字下大栢田</p>	<p>大字 久志羅字下大栢田のうち一九七の一部、一九八の一部、一九九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
--	------------------	---	-------------------	--	-------------------	--	--------------------	--

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（平成三年十二月一日現在の地番による。）

大字白地字上通

大字馬場字境繩手二二三の一部、二四四の一の一部、二四四の二の一部、二四四の三、二四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三、二四三の一、二四四の一と一体をなす国有地の一部

大字馬場字大石口二四八の二から二四八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字大石口山根通七の二の一部、九の二の一部、一〇の二の一部、一一、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字大石口川通り一三の三から一三の三までの一部、一六内第一の一部、一六の二の一部、一六の三の一部、一七の二の一部、一七の二の一部、一八、一九及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字境繩手二〇、二〇内第一、二二内第一、二二の二、二二の三、二二内第一、二二の二、二二の三、二二の三、二二内第一の一部、二二の二の一部、二二の二、二四の一の一部、二四の二の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二六の一と一体をなす国有地

大字白地字小山前一六〇の一、一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六五の二の一部、一六七の一部

大字白地字犬懸の全域

大字白地字鎌田の全域

大字白地字上ミ五反の全域

大字白地字丸淵一八八の一の一部、一八八の二、一八八の三、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字中通

大字白地字岡本一九三の一、一九三の二の一部、一九四の一部、一九五、一九六及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字上ミ狭間一九七、一九八の一の一部、一九八の二の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字中五反二〇〇の二から二〇〇の三まで、二〇一、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一の一部、二〇三の二から二〇三の四まで、二〇四の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字白地字小山前一六五の二の一部、一六六の二、一六七の一部

大字白地字丸淵一八八の一の一部、一八九から一九一まで、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字岡本一九三の二の一部、一九三の三、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字上ミ狭間一九八の一の一部、一九八の二の一部、一九八の三、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字中五反二〇三の一の一部、二〇三の五、二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字白地字森ノ下タ二〇七、二〇八、二〇九の一、二一〇の五、二一〇の七、二一〇の九、二一七、二二三の一の一部、二二三の二の一部、二二六から二三八まで、二二九の一の一部、二二九の二の一部、二四〇の一部、二四一の二及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字下狭間の全域

大字白地字下タ井手二七〇から二七五まで、二七六の一部、二七七、二七八の一の一部、二七八の二、二七九から二八三まで、二八四から二八六までの一部、二八八の一の一部、二八九の一の一部、二八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字古屋ノ下タの全域

大字白地字上ワ坪三〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>地 大字白地字背戸田三三二の一部、三三二の一部</p>	<p>大字白地字下通 大字白地字下タ井手二七六の一部、二七八の一部、二八四から二八六までの一部、二八七、二八八の一部、二八八の二、二八九の一部、二八九の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字白地字上ワ坪のうち三〇六の一部及びこれと一体をなす国土地以外の区域 大字白地字背戸田三三〇の五から三三〇の五まで、三三一の二、三三一の二の一部、三二二の二、三二二の四の一部、三三三の二、三三三の二の一部、三三三の二、三三三の二、三三三の二から三三三〇まで、三三三〇の二の一部、三三三〇の二の一部、三三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字白地字走り出三九二の一部、三九二の二の一部、三九三の二の一部、三九四の二の一部、三九四の二の一部、三九五の一部、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字白地字ニタ塚三九八の二、三九八の二、三九九、四〇〇の二、四〇〇の二の一部、四〇〇の二から四〇〇の三まで、四〇〇の二から四〇〇の三まで、四〇〇の三から四〇〇の三まで、四〇〇の三と一体をなす国土地 大字白地字前ノ実四〇二の二の一部、四〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字真名字土城一の三、三の七、三の八、四の一、一〇の五から一〇の七まで及びこれらと一体をなす国土地並びに一一と一体をなす国土地の一部</p>	<p>大字白地字下大石口 大字馬場字大石口二四八の二の一部、二四八の三の一部、二四九の二の一部、二四九の二の一部、二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、二五〇の三の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに二五〇の二、二五〇の二、二五一、二五二の一部から二五二の三までと一体をなす国土地の一部</p>
------------------------------------	---	---

<p>大字相山字地藏前六四及びこれと一体をなす国土地の一部並びに六三、六五の一、六七と一体をなす国土地の一部 大字白地字大石口山根通一、二内第一、二の二、二の三、三内第一、三の二、三の三、四、五、六の一、六の二、七の二、七の二の一部、八、九の二、九の二の一部、一〇の二、一〇の二の一部、一一の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字白地字大石口川通り一三の一から一三の三までの一部、一四内第一、一四の二、一四の三、一五、一六内第一の一部、一六の二の一部、一六の三の一部、一七の一の一部、一七の二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域 (平成三年十二月一日現在の地番による。)</p>	<p>大字蒲生字宮操</p>	<p>大字蒲生字宮操のうち八三〇と一体をなす国土地の一部以外の区域</p>	<p>大字馬場字平林</p>	<p>大字馬場字平林のうち三二〇の二の一部及びこれと一体をなす国土地 大字馬場字平林のうち三二〇の二の一部、三二一の二の一部、三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに三二〇と一体をなす国土地の一部以外の区域</p>	<p>大字馬場字城ノ下タ</p>	<p>大字馬場字船堀一四八の四、一五一の二と一体をなす国土地の一部 大字馬場字環ノ内二八六の二の一部、二八六の三の一部、二八六の四の一部、二八八、二八九の一部、二九二の一部、二九二、二九三の二、二九五、二九六、二九七の二の一部、四〇六の三及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字馬場字城ノ下タのうち二九八、二九九の二の一部、二九九の二の一部、三〇二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>
---	-------------------------	-----------------------------------	----------------	---------------------------------------	----------------	--	------------------	---

<p>大字馬場字堰ノ内</p>	<p>有地以外の区域          大字馬場字平林三二〇の一部、三一の一の一部、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇と一体をなす国有地の一部          大字蒲生字宮操八三〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字馬場字船堀</p>	<p>大字馬場字船堀のうち一四八の四、一五一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字馬場字桐木河原一五三の一、一五三の二、一五五の一、一五六から一五八まで、一五九の一、一五九の二、一六〇、一六一、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二の一部、一六四の一、一六四の二、一六五の一の一部、一六五の二の一部、一六七の一の一部、一六八の一部、一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字馬場字堰ノ内二八五の一の一部、二八五の二、二八六の一の一部、二八六の三の一部、二八六の四の一部、二八九の一部、二九〇、二九一の一部、二九七の一の一部、二九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬場字桐木河原</p>	<p>大字馬場字桐木河原のうち一五三の一、一五三の二、一五五の一、一五六から一五八まで、一五九の一、一五九の二、一六〇、一六一、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六四の二、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六七の一から一六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬場字下屋敷</p>	<p>の三まで、一六八、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二の一、一七二の二、一七三、一七四の一、一七五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬場字上七反畑</p>	<p>大字馬場字上七反畑のうち六三の一、六四の一、六五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬場字井津ノ尻</p>	<p>大字馬場字井津ノ尻のうち二〇〇、二〇一、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇五の一、二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二〇八の一から二〇八の三まで、二〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字馬場字變</p>	<p>大字馬場字上七反畑六三の一、六四の一、六五の一及びこれらと一体をなす国有地          大字馬場字下屋敷八三の一、八三の二          大字馬場字桐木河原一六三の二の一部、一六五の一の一部、一六五の二の一部、一六六の一、一六六の二、一六七の一の一部、一六七の二、一六七の三、一六八の一部、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二の一、一七二の二、一七三、一七四の一、一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字馬場字變の全域          大字馬場字井津ノ尻二〇〇、二〇一、二〇二の一、二〇二の二の一部、二〇三の一、二〇五の一の一部、二〇六の一、二〇六の二の一部、二〇七、二〇八の一から二〇八の三まで、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字馬場字中河原二〇〇の一、二一〇の二の一部、二二〇の四の一部、二二一、二二二の一部、二二四の一部、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字馬場字中河原</p>	<p>大字馬場字大石口</p>	<p>大字馬場字稲荷田</p>	<p>大字馬場字湯所</p>	
<p>大字馬場字井津ノ尻二〇二の二の一部、二〇五の二の一部</p>	<p>大字馬場字大石口のうち二四五の一部、二四七の一部、二四八の二の一部、二四八の三、二四九の二の一部、二四九の三の一部、二五〇の二の一部、二五〇の三の一部、二五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五〇の一、二五〇の二、二五一、二五二の二から二五二の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字馬場字稲荷田二五八の一部、二五九、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字馬場字稲荷田のうち二五八、二五九、二六〇の二、二六〇の三、二六一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字馬場字中河原二一一から二一三まで、二一七の二と一体をなす国有地の一部 大字馬場字稲荷田二五八の一部、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部、二六一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字馬場字湯所のうち二八二の二の一部、二八二の三、二八三の二の一部、二八三の三の一部、二八四の二の一部、二八四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字馬場字堰ノ内四〇六の四の一部</p>	<p>大字馬場字湯所二八二の二の一部、二八二の三、二八三の二の一部、二八三の三の一部、二八四の二の一部、二八四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字馬場字堰ノ内二八五の二の一部、二八六の五、四〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字相山字屋敷</p>	<p>大字馬場字境繩手</p>			
<p>大字相山字屋敷のうち一四の一、一五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三、一四と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字馬場字境繩手のうち二二一の二から二二二の三まで、二二二から二三〇まで、二三一の二、二三六の二、二三六の三、二三七、二三九の二、二三九の三、二四〇の二、二四一、二四二の二、二四二の三、二四二の四、二四三の二、二四三の三、二四四の二から二四四の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字馬場字稲荷田二六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇の二と一体をなす国有地の一部 大字白地字境繩手二三内第一の一部、二四内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三内第一、二四内第一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字馬場字大石口二四五の一部、二四七の一部、二四八の二の一部、二四八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字馬場字境繩手二二一の二から二二二の三まで、二二二、二二三の一部、二二四から二三〇まで、二三一の二、二三六の二、二三六の三、二三七、二三九の二、二三九の三、二四〇の二、二四一、二四二の二、二四二の三、二四二の四の一部、二四三の二、二四三の三、二四四の二の一部、二四四の三の一部、二四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>二〇六の二の一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字馬場字中河原二一〇の二の一部、二一〇の三、二一〇の四の一部、二二二の一部、二二三、二二四の一部、二二五の一部、二二六、二二七の二、二二七の三、二二八から二二〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字馬場字境繩手二二一の二から二二二の三まで、二二二、二二三の一部、二二四から二三〇まで、二三一の二、二三六の二、二三六の三、二三七、二三九の二、二三九の三、二四〇の二、二四一、二四二の二、二四二の三、二四二の四の一部、二四三の二、二四三の三、二四四の二の一部、二四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字相山字地蔵前</p>	<p>大字相山字地蔵前のうち六四及びこれと一体をなす国有地の一部並びに五九の一、六三、六五の一、六七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字相山字井津ノ尻</p>	<p>大字相山字屋敷一四の一、一五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三、一四と一体をなす国有地の一部          大字相山字地蔵前五九の一と一体をなす国有地の一部          大字相山字井津ノ尻の全域</p>
<p>大字白地字境繩手</p>	<p>大字馬場字境繩手二四二の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四二の四、二四三の一、二四三の二と一体をなす国有地の一部          大字白地字境繩手のうち二〇、二〇内第一、二一内第一、二一の二、二一の三、二二内第一、二二の二、二二の三、二二内第一、二二三の一の一部、二二三の二、二四内第一の一部、二四の一の一部、二四の二の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四内第一、二六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字白地字小山前</p>	<p>大字白地字小山前のうち一六〇の一、一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六五の二、一六六の二、一六七以外の区域</p>
<p>大字白地字森ノ下タ</p>	<p>大字白地字森ノ下タのうち二〇七、二〇八、二〇九の一、二一〇の五、二一〇の七、二一〇の九、二一七、二二三の一の一部、二二三の二の一部、二三六から二三八まで、二三九の一の一部、二三九の二の一部、二四〇、二四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字白地字背戸田三三二の一部、三三三の一の一部、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字白地字背戸田</p>	<p>大字白地字背戸田のうち三一一の一から三一一の五まで、三一一の一、三一一の二、三一一の一、三一一の四、三一一の二、三一一の一、三二二の一、三二五の一、三二六から三三二まで、三三三の一、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字白地字川尻</p>	<p>大字白地字川尻のうち三七八の二、三七八の七、三八〇の一、三八〇の二、三八〇の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字白地字走り出</p>	<p>大字白地字走り出のうち三八六の二、三八八の二、三八九の一、三九〇の一、三九一の一、三九一の二、三九二の一、三九二の二、三九三の一、三九三の二、三九四の一、三九四の二、三九五の一、三九五の二、三九六、三九七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字白地字金屋</p>	<p>大字白地字金屋のうち四一三の二、四一五の二、四一六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字白地字前ノ実</p>	<p>大字白地字背戸田三一の一の一部、三二二の四の一部          大字白地字川尻三七八の二、三七八の七、三八〇の一、三八〇の二、三八〇の八及びこれらと一体をなす国有地          大字白地字走り出三八六の二、三八八の二、三八九の一、三九〇の一、三九一の一、三九一の二、三九二の二の一部、三九三の二の一部、三九四の二の一部、三九五の一の一部、三九五の二の一部、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字白地字ニタ塚四〇〇の二の一部、四〇一の四から四〇一の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地          大字白地字前ノ実のうち四〇二の二の一部、四〇三の二の一部、四一一の二の一部、四一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字白地字三角田</p>	<p>大字白地字下モ五反</p>
<p>大字白地字金屋四一三の二、四一五の二、四一六の一及びこれらと一体をなす国有地        大字白地字三角田四三五の一から四三五の三まで、四三五の四の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三八から四四一まで及びこれらと一体をなす国有地        大字白地字下モ五反四二八の一と一体をなす国有地の一部        大字真名字土城一一、一二の二と一体をなす国有地の一部        大字真名字破戸川通り二八の二、二九の一部、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字白地字前ノ実四一一の二の一部、四一一の一の一部        大字白地字下モ五反四二〇の二、四二〇の三、四二二の二、四二二の一、四二二の五、四二四の二、四二四の三、四二五の一から四二五の三まで、四二七の一、四二八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部        大字白地字三角田四二九、四三〇の一から四三〇の四まで、四三一、四三一の一から四三一の三まで、四三二から四三四まで、四三四の一、四三五の四の一部、四三六の一部、四三七の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字真名字破戸川通り二九の一部、三〇、三〇の一、三〇の二、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字長谷字上河原二の二、三の二、四の一、四の三から四の七まで、五、六の一から六の八まで及びこれらと一体をなす国有地        大字長谷字中河原七の一から七の四まで、八、九の一、九の二、一〇の二、一〇の三、一一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字真名字土城</p>	<p>大字真名字破戸川通り</p>	<p>大字長谷字上河原</p>	<p>大字長谷字中河原</p>	<p>廃止する字の名称</p>
<p>大字真名字土城のうち一の三、三の七、三の八、四の一、一〇の五から一〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一、一二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字真名字破戸川通りのうち二八の二、二九、三〇、三〇の一、三〇の二、三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字長谷字上河原のうち二の二、三の二、四の一、四の三から四の七まで、五、六の一から六の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字長谷字中河原のうち七の一から七の四まで、八、九の一、九の二、一〇の二、一〇の三、一一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字白地字大石口山根通、大字白地字大石口川通り、大字白地字犬懸、大字白地字鎌田、大字白地字上ミ五反、大字白地字丸湖、大字白地字岡本、大字白地字上ミ狭間、大字白地字中五反、大字白地字下狭間、大字白地字下タ井手、大字白地字古屋ノ下タ、大字白地字上ワ坪、大字白地字ニタ塚</p>

鳥取県告示第三百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止

する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による社地区第三工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>大字金屋字古河谷</p> <p>同上の区域（平成三年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字金屋字古河谷上</p>	<p>二の一の一部、八二の二の一部、八四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字金屋字宮ノ上九〇の三の一部、九五の一の一部、九五の二の一部</p> <p>大字金屋字下谷川二一の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字金屋字砂田ノ上二二七の一部</p> <p>大字金屋字タノモケ谷二四八の二の一部</p> <p>大字金屋字堤山二四九の二</p> <p>大字金屋字梅ノ木谷二五一の一の一部、二五一の二、二五一の三</p> <p>大字金屋字猿尾ハナ二五二の一の一部</p> <p>大字金屋字猿尾ハナ日向平二五三の四の一部</p> <p>大字金屋字木戸ケ谷四四の二の一部、四五、四六、四七内第一、四七の二、四七の三、四八の一、四八の二、四八次一、四九、四九内第一、四九次一、四九次二、二四七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字金屋字女郎ケ谷五〇、五〇の一、五〇の二、五一、五一次一、五二、五二の一、五三の一の一部、五三の二、五三次一及びこれらと一体をなす国有地並びに五三、五三の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字金屋字藪ノ上二四五の一部、二四六の二、二四六の三</p> <p>大字金屋字タノモケ谷二四八の二の一部</p>
<p>大字金屋字本谷</p>	<p>大字金屋字塚一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇七次一の一部、一〇八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字金屋字寺屋敷一一〇の一、一一〇の二、一一〇次一、一一一、一一一内第一、一一二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字金屋字薬師ケ谷一一五内一、一一五次二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字金屋字葛ケ谷上二二〇の一部、一二一の一部、一三〇</p>



<p>大字川中宇谷通</p>	<p>大字川中宇岸ノ上経塚</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	
<p>大字川中宇谷通ののうち三〇九の二の一部、三一〇、三一</p>	<p>大字川中宇岸ノ上経塚のうち二九三の一部以外の区域 大字川中宇谷通り三〇九の二と一体をなす国有地の一部 大字川中宇岸ノ上才柿三九九の二の一部、三九九の二の一部、四〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>同上の区域（平成三年十二月一日現在の地番による。）</p>	<p>の二、一三〇次二及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋葛ヶ谷下タ一三三の二の一部、一三三の二、一三三の二、一三三の二の一部、一三三、一三四及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字松葉ヶ鳴一三五、一三六、一三七の一、一三七の二、一三七内第一、一三八、一三八の一、一三八次一、一三九及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字本谷河原一四三、一四三次一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字金屋字澤田ノ谷二七二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字金屋字葛ヶ谷岡ノ尾通り二七五と一体をなす国有地の一部 大字樟原字岡ノ平ル二二八の一部、二二二の一部、二二三、二三四の一部、二四七の一部、二四九内第一の一部、二五〇、二五一の一部、二五二から二五四まで、二五五）合併、二五七、二五八の二の一部、三二〇の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字樟原字葛ヶ谷二六六、二六六内第一、二六七から二六九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二六五の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字川中宇下モ河原道ノ下モ</p>	<p>大字川中宇家ノ下モ繩手</p>	<p>大字川中宇中河原</p>	
<p>大字川中宇下モ河原道ノ上ミ三四四の一、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字川中宇下モ河原道ノ下モのうち三四九の一部、三五三の一、三五三の四の一部、三五四の一、三五八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字川中宇河原田三六二の二の一部、三六七から三七〇ま</p>	<p>大字川中宇家ノ下モ繩手のうち三二二の二の一部、三二二の二、三二四の二の一部、三二七の一、三二八、三二九の二、三三〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字川中宇河原田三六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字川中宇中河原のうち三三三の二の一部、三三四の一、三三五の二、三三六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字川中宇下モ河原道ノ上ミのうち三四四の一、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字川中宇下モ河原道ノ下モ三五三の二、三五三の四の一部、三五四の一、三五八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一、三二二の二の一部、三二三、三二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇九の二、三一五の一、三一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字川中宇向岸曲リ窪三七六の二の一部、三七六の二の一部、三八四の二の一部</p>

<p>大字川中字河原田</p>	<p>大字川中字谷通り三二五の一、三二五の二と一体をなす国有地の一部        大字川中字家ノ下モ繩手三二一の一の一部、三二一の二、三二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字川中字下モ河原道ノ下モ三四九の一部        大字川中字河原田のうち三六二の一の一部、三六七から三七〇までの一部、三七二の一の一部、三七三の一の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部、三七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字川中字向岸曲り窪三七六の二の一部、三七七の二、三七八の一の一部、三七八の二、三七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字川中字横ヶ平ル四四四の一から四四四の三までの一部</p>
<p>大字川中字向岸曲り窪</p>	<p>大字川中字谷通り三〇九の二の一部、三二〇、三二一、三二二の一部、三二三、三二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部        大字川中字河原田三七三の一の一部        大字川中字向岸曲り窪のうち三七六の一の一部、三七六の二の一部、三七七の二、三七八の一の一部、三七八の二、三七九の一の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字川中字岸ノ上才柿三九七の一部、三九八の一部、三九九の一の一部、三九九の二の一部、三九九の三及びこれらと一体をなす国有地        大字川中字向岸道ノ下タ四一九の一の一部、四一九の二の一部、四二〇の一の一部、四二〇の二の一部、四二三の一</p>
<p>大字川中字岸ノ上才柿</p>	<p>部、四二四、四二五、四二六の一、四二六の二、四二七、四二八の一部、四二九、四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四二〇の一、四二〇の二と一体をなす国有地の一部        大字川中字横ヶ平ル四三八の一から四三八の四までの一部、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四三の一の一部、四四三の二の一部、四四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字川中字向岸道ノ下タ</p>	<p>大字川中字岸ノ上才柿三九九の二と一体をなす国有地の一部        大字川中字向岸道ノ下タのうち四一九の一の一部、四一九の二の一部、四二〇の一の一部、四二〇の二の一部、四二一の一部、四二三の一部、四二四、四二五、四二六の一、四二六の二、四二七、四二八の一部、四二九、四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二〇の一、四二〇の二と一体をなす国有地以外の区域        大字川中字横ヶ平ル四三一の一の一部、四三二の一部</p>
<p>大字川中字横ヶ平ル</p>	<p>大字川中河原田三七三の一の一部、三七四の三の一部、三七五の一の一部        大字川中字向岸曲り窪三七九の一の一部        大字川中字向岸道ノ下タ四二〇の一の一部、四二一の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二六の二、四二七と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字川中宇西河原</p>	<p>大字川中宇西河原のうち四三一の一の一部、四三二の一の一部、四三五の一の一部、四三六の一の一部、四三八の一から四三八の四までの一部、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四三の一の一部、四四三の二の一部、四四四の一から四四四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字川中宇西河原四五四の一部、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四七の一、四五二の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二、四五四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字川中宇河原</p>	<p>大字川中宇河原田三七四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字川中宇榎ヶ平ル四三五の一部、四三六の一部、四四三の二の一部、四四四の三の一部 大字川中宇西河原のうち四四五の一部、四四六の一部、四四七の一の一部、四四七の二の一部、四五四の一部、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四七の一、四五二の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二、四五四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字川中宇タル四七一の一、四七一の二、四七二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字川中宇タル</p>	<p>大字川中宇タルのうち四七一の一、四七一の二、四七二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字金屋字盆地</p>	<p>大字金屋字盆地のうち一の一の一部、一の三、二の五の一部、二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字金屋字早田</p>	<p>大字金屋字早田のうち二九、三〇次一、三一、三二、三二次一、三二次二、三三から三六まで、三六の一、三七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二と一体をなす</p>

  

<p>大字金屋字木戸ヶ谷</p>	<p>国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字金屋字女郎ヶ谷</p>	<p>大字金屋字木戸ヶ谷のうち四四四から四六まで、四七内第一、四七の二、四七の三、四八の一、四八の二、四八次一、四九、四九内第一、四九次一、四九次二、二四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字金屋字女郎ヶ谷のうち五〇、五〇の一、五〇の二、五一、五一次一、五一次二、五二、五二の一、五三の一の一部、五三の二、五三次一及びこれらと一体をなす国有地並びに五三、五三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字金屋字陰ノ道</p>	<p>大字金屋字陰ノ道のうち六八から七〇まで、七一の一、七一の二、七二から七七まで、七八の一部、七八次一、七九、八〇、八二の一の一部、八二の二の一部、八四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字金屋字宮ノ上</p>	<p>大字金屋字陰ノ道七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一部、七三の一部、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字金屋字宮ノ上のうち九〇の三の一部、九三の一部、九三次一の一部、九五の一の一部、九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字金屋字経塚一〇一の一部、一〇三、一〇四の一部、一〇五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一と一体をなす国有地の一部 大字金屋字南一八八から一九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字猿尾ハナ日向平二五三の一の一部、二五三の二、二五三の三の一部、二五三の四の一部、二五三の五、二五三の六の一部</p>

<p>大字金屋字經塚</p>	<p>大字金屋字經塚のうち一〇一の二、一〇三、一〇四の一部、一〇五の二、一〇七の一部、一〇七の二の一部、一〇七次一の一部、一〇八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字金屋字寺屋敷</p>	<p>大字金屋字寺屋敷のうち一〇一の二、一一〇の二、一一〇次一、一一一、一一一内第一、一二二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字金屋字薬師ヶ谷</p>	<p>大字金屋字薬師ヶ谷のうち一一五次一、一一五次二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二五内第二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字金屋字葛ヶ谷上</p>	<p>大字金屋字薬師ヶ谷一一五次一、一一五次二及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字金屋字葛ヶ谷上のうち二二〇の一部、一二一の一部、一三〇の一部、一三〇次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字金屋字葛ヶ谷下タ 一三二次一の一部及びこれと一体をなす国有地          大字金屋字澤田ノ谷二七二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部          大字金屋字葛ヶ谷日向平二七三の一部          大字金屋字葛ヶ谷岡ノ通り二七五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字金屋字葛ヶ谷下タ</p>	<p>大字金屋字葛ヶ谷下タのうち一三二の二の一部、一三二の二、一三二の二、一三二次一の一部、一三三、一三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>		
<p>大字金屋字松葉ヶ嶋</p>	<p>大字金屋字松葉ヶ嶋のうち一三五、一三六、一三七の一、一三七の二、一三七内第一、一三八、一三八の一、一三八次一、一三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字金屋字本谷河原</p>	<p>大字金屋字本谷河原のうち一四一の一部、一四三、一四三次一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字金屋字屋敷一八五次二の一部、一八六の一部、一八六次一の一部、一八六次二の一部</p>	<p>大字金屋字屋敷</p>	<p>大字金屋字屋敷のうち一八三の一、一八五、一八五次一、一八五次二の一部、一八六、一八六次一、一八六次二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字金屋字南</p>	<p>大字金屋字宮ノ上九三の一部、九三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇と一体をなす国有地の一部          大字金屋字經塚二〇一の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字金屋字本谷河原一四一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四一と一体をなす国有地の一部          大字金屋字屋敷一八三の一、一八五、一八五次一、一八五次二の一部、一八六の一部、一八六次一の一部、一八六次二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字金屋字南のうち一八八から一九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字金屋字下谷川</p>	<p>大字金屋字下谷川のうち二一一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字金屋字砂田ノ上</p>	<p>大字金屋字早田三二の一部、三二次一の一部、三二次二の一部</p>

大字金屋字葛ヶ谷日向平	大字金屋字葛ヶ谷日向平のうち二七三の一部以外の区域
大字金屋字澤田ノ谷	大字金屋字澤田ノ谷のうち二七二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字金屋字猿尾ハナ日向平	大字金屋字猿尾ハナ日向平のうち二五三の二、二五三の三、二五三の四、二五三の五、二五三の六の一部以外の区域
大字金屋字猿尾ハナ	大字金屋字陸ノ道七一の一の一部 大字金屋字猿尾ハナのうち二五二の一の一部以外の区域
大字金屋字梅ノ木谷	大字金屋字堤ヶ谷五八の一の一部 大字金屋字梅ノ木谷のうち二五一の一の一部、二五一の二、二五一の三以外の区域
大字金屋字堤山	大字金屋字堤ヶ谷五六の二、五六の四の一部、五六次二 大字金屋字堤山のうち二四九の二以外の区域
大字金屋字タノモケ谷	大字金屋字タノモケ谷のうち二四八の二以外の区域
大字金屋字敷ノ上	大字金屋字女郎ヶ谷五一一次二 大字金屋字敷ノ上のうち二四五の一部、二四六の二、二四六の三以外の区域
大字金屋字松畑ヶ谷日向平	大字金屋字松畑ヶ谷三次一及びこれと一体をなす国有地並びに三八、四三と一体をなす国有地の一部 大字金屋字松畑ヶ谷日向平の全域
大字金屋字松畑	一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字金屋字砂田ノ上のうち二二七の一部以外の区域

大字金屋字葛ヶ谷岡ノ尾通り	大字金屋字葛ヶ谷岡ノ尾通りのうち二七五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字樟原字岡ノ平ル	大字樟原字岡ノ平ルのうち二二八の一部、二三一の一部、二三三、二三四の一部、二四七の一部、二四九内第一の一部、二五〇、二五一の一部、二五二から二五四まで、二五五合併、二五七、二五八の二の一部、三三〇の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字樟原字葛ヶ谷	大字樟原字葛ヶ谷のうち二六六、二六六内第一、二六七から二六九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二六五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字金屋字松畑ヶ、大字金屋字堤ヶ谷、大字金屋字梅ノ木畑

鳥取県告示第三百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国安区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（平成三年七月十七日現在の地番による。）

国安字宮ノ上

国安字宮ノ上のうち二の一、二の二、三の一の一部、三の二、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三と一体をなす国有地の一部以外の区域  
国安字宮ノ元二の一部、二三の一の一部、二四の一部、二五、二六の一部、二七、二八の一の一部、二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字清水一の二の一部、一の三の一部、三の二の一部、四、五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字玉津、河原六〇の一の一部、六一の一の一部、六二の一の一部

国安字宮ノ元

国安字宮ノ上一三と一体をなす国有地の一部  
国安字宮ノ元のうち二の二の一部、三の一の一部、二四の一部、二五、二六の一部、二七、二八の一の一部、二九の一の一部、二九の二の一部、二九の四の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三の一、四三の二、四四、四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域  
国安字供養塚四九の一部、四九の九、四九の一〇、五〇の二から五〇の七まで  
八坂字清水五の二の一部、五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五の一と一体をなす国有地の一部

国安字供養塚

国安字供養塚のうち四九の一部、四九の九、四九の一〇、五〇の二から五〇の七まで以外の区域

八坂字清水

国安字宮ノ元二九の一の一部、二九の二の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三の一、四三の二、四四、四五の一と一体をなす国有地の一部  
八坂字清水のうち一の一の一部、一の二、一の三、二の一の一部、三の二から三の三までの一部、四、五の二の一部、五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域  
八坂字横道九の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字揚岸三二の一部、三三、三四、三五から三七までの一部、三八の一の一部、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

八坂字横道

八坂字横道のうち九の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
八坂字柳ノ下一九の一の一部、二〇の一の一部、二九の一の一部、三〇及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字揚岸三一、三二の一部、三五の一部、三六の一部

八坂字柳ノ下

八坂字清水一の一から一の三までの一部、二の一の一部、三の一から三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字柳ノ下のうち一九の一の一部、二〇の一の一部、二九の一の一部、三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
八坂字揚岸三六の一部、三七の一部、三八の一の一部、三八の二、三九の一の一部、三九の二、四〇の一から四〇の七まで、四〇の八の一部、四一の一、四二の二、四二の一、四二の二、四三の一部、四三の一から四三の三まで、四三の四の一部、四四の一の一部、四五の五の一部、四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地  
八坂字玉津河原六〇の一の一部、六〇の二の一部、六一の

一の一部、六一の二、六一の三、六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 国安字宮ノ上一〇の一の一部、一〇の二の一部、一〇の三及びこれらと一体をなす国有地

八坂字揚岸

八坂字揚岸のうち三一から三七まで、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇の一から四〇の七まで、四〇の八の一部、四一〇一、四一の二、四二の一、四二の二、四三の一部、四三の一から四三の三まで、四三の四の一部、四四の一の一部、四五の五の一部、四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
 八坂字玉津河原五九の二の一部、六〇の一から六〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一、五八の四と一体をなす国有地の一部

八坂字玉津河原

八坂字玉津河原のうち五九の二の一部、六〇の一の一部、六〇の二、六〇の三の一部、六一の一から六一の三まで、六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一、五八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域  
 国安字宮ノ上一二の一、二の二、三の一の一部、三の二及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第三百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小畑

地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成三年十二月五日現在の地番による。）

大字水谷字茶山谷

大字水谷字茶山谷のうち四五の一部、四六、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
 大字水谷字中野原三六二の一の一部、三七二の一部、三七三の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 大字水谷字上茶山九四三の一の一部、九四四の一部

大字水谷字中野原

大字水谷字茶山谷四五の一部、四六、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 大字水谷字中野原のうち三六二の一の一部、三七二の一部、三七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六四の三、三六五と一体をなす国有地の一部以外の区域  
 大字水谷字戸石場三九二の二の一部並びに三九三と一体をなす国有地の一部  
 大字水谷字戸石谷九四五の一の一部、九四五の二の一部

大字水谷字戸石場

大字水谷字戸石場三八五の一、三八五の二、三八六、三八七の二、三八七の三、三九〇の一の一部、三九〇の二、三九〇の三、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字水谷字深田通

大字水谷字中野原三六四の三、三六五と一体をなす国有地の一部  
 大字水谷字戸石場のうち三八五の一、三八五の二、三八六、三八七の二、三八七の三、三九〇の一の一部、三九〇の二、

<p>大字水谷字道ノ下</p>	<p>大字水谷字中田通</p>	<p>大字水谷字早稲田</p>	
<p>大字水谷字道ノ下のうち四三三の二、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字水谷字深田通四一三の一部、四一四及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字中田通のうち四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字下土居四四二の二の一部、四四二の三の一部、四四二の五及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字殿田通四七五の一部、四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字西上一一六六の二の一部、一一六六の三の一部、一一六八の五の一部</p>	<p>大字水谷字早稲田のうち四二一、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五、四二二の六、四二二の七、四二三及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字殿田通四一八、四一九の二と一体をなす国有地          大字水谷字中田通四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三九〇の三、三九一の一部、三九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九三と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字水谷字深田通のうち四一三の一部、四一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字水谷字早稲田四二一、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五、四二二の六、四二二の七、四二三及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字殿田通四一八、四一九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字水谷字坂上西</p>	<p>大字水谷字乗越シ</p>	<p>大字水谷字殿田通</p>	<p>大字水谷字下土居</p>
<p>大字水谷字坂上西のうち五〇九の一、五一〇、五一一、五一一の二、五一一の三、五一四の一、五一四の二、五二二の二の一部、五二二の三の一部、五二四、五二五の一部、五二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字水谷字乗越シのうち四九二、四九三から四九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字水谷字坂上西五〇九の一の一部、五一〇、五一一、五一一の二の一部、五一三、五一四の一、五一四の二、五二二の二の一部、五二二の三の一部、五二四、五二五の一部、五二七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字水谷字乗越シ平一一四八の一部、一一四八の二の一部</p>	<p>大字水谷字殿田通のうち四七五の一部、四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字坂上西五〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字乗越シ四九二、四九三から四九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字水谷字坂上西五〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字竹山六二六の一、六二六の二、六二七、六二八の一部</p>	<p>大字水谷字道ノ下四三三の二、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字下土居のうち四四二の二の一部、四四二の三の一部、四四二の四、四四二の五、四四六の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字水谷字樺原六六一の一部、六六二の二の一部、六六二の三の一部</p>



<p>大字水谷字熊丹田</p>	<p>大字水谷字上土居</p>	<p>大字水谷字椿原</p>	<p>大字水谷字竹山</p>	<p>大字水谷字時ヶ鳴</p>
<p>大字水谷字熊丹田のうち七二七の二、七二八から七四〇まで、七四一の二、七四二、七四三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字水谷字上土居のうち七〇四、七〇五の一部、七〇六の一部、七〇七の二、七〇七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七二三、七二五と一体をなす国有地の一部 大字水谷字熊丹田七二七の一部、七二八から七四〇まで、七四一の二、七四二、七四三の二、七四三の三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字水谷字河原田七五五の一部</p>	<p>大字水谷字下土居四五六の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字水谷字椿原のうち六六一の一部、六六二の二の一部、六六二の二の一部以外の区域 大字水谷字上土居七〇四、七〇五の一部、七〇六の一部、七〇七の二、七〇七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字水谷字竹山のうち六二六の二、六二七、六二八の一部以外の区域</p>	<p>大字水谷字時ヶ鳴の全域 大字水谷字模ヶ鳴一〇九二の二の一部、一〇九二の二の一部、一〇九六の二の一部、一〇九六の二、一〇九六の四の一部、一〇九六の五の一部</p>
<p>大字水谷字鍛冶屋田</p>	<p>大字水谷字末用越シ</p>	<p>大字水谷字河原田</p>	<p>大字水谷字河原田七四九の一部、七五〇の二、七五〇の二の一部、七五〇の三から七五〇の五まで、七五一、七五二の一部、七五三、七五四の二、七五四の二の一部、七五五の一部、七五六の二の一部、七五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字水谷字鍛冶屋田八二二の二の一部、八二五の一部、八二六、八二七、八二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二二の二と一体をなす国有地の一部 大字水谷字大岩八二九の二の一部、八三〇、八三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	
	<p>大字水谷字河原田七六一から七六三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字水谷字末用越シのうち七八二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字水谷字河原田のうち七四九の一部、七五〇の二、七五〇の二の一部、七五〇の三から七五〇の五まで、七五一、七五二の一部、七五三、七五四の二、七五四の二の一部、七五五、七五六の二の一部、七五六の三の一部、七六一から七六三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字水谷字末用越シ七八二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		

大字水谷字大岩	大字水谷字大岩八三七の三の一部、八三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字水谷字桐木田八四〇の一部、八五二の一部、八五三、八五四の一部、八五五、八五八及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字水谷字大水口八五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字水谷字大岩	大字水谷字鍛冶屋田八一二から八一四までの一部、八一五の二の一部、八一六の一部、八一七の一部、八一八、八二〇の一部、八二二の二の一部、八二二の三、八二三、八二四、八二五の一部、八二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字水谷字大岩のうち八二九の二の一部、八三〇、八三二の二の一部、八三七の三の一部、八三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字水谷字桐木田八四〇の一部並びに八四〇と一体をなす国有地の一部
大字水谷字桐木田	大字水谷字桐木田のうち八四〇の一部、八五二の一部、八五三、八五四の一部、八五五、八五八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字水谷字大水口	大字水谷字鍛冶屋田七九七の一部、七九八の一部、七九九、八〇〇、八〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字水谷字大水口のうち八五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字水谷字上茶山	大字水谷字上茶山のうち九四三の二の一部、九四四の一部以外の区域

大字水谷字戸石谷	大字水谷字戸石谷のうち九四五の二の一部、九四五の二の一部以外の区域
大字水谷字榎ヶ鳴	大字水谷字榎ヶ鳴のうち一〇九二の二の一部、一〇九二の二の一部、一〇九六の二の一部、一〇九六の二、一〇九六の四の一部、一〇九六の五の一部以外の区域
大字水谷字乗越シ平	大字水谷字乗越シ平のうち一二四八の一部、一二四八の一部以外の区域
大字水谷字柿木山	大字水谷字柿木山のうち一一五八の四四の一部、一一五八の四六の一部、一一五八の五四の一部以外の区域
大字水谷字西上	大字水谷字西上のうち一一六六の二の一部、一一六六の三の一部、一一六八の五の一部以外の区域

**鳥取県告示第三百六十三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定によるマチ浦地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成三年十二月五日現在の地番による。）
大字用瀬字マチ 浦	大字用瀬字マチ浦のうち一一三の一、一一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字用瀬字紺屋 谷	大字用瀬字マチ浦一一三の一、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字用瀬字紺屋谷の全域 大字用瀬字長尾谷一一二の一の一部、一一二の二の一部、一一六の一の一部、一一六の六の一部、一一六の七の一部、一一六の八から一一六の一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一六の六、一一六の七と一体をなす国有地の一部
大字用瀬字長尾 谷	大字用瀬字マチ浦一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字用瀬字長尾谷のうち一一二の一の一部、一一二の二の一部、一一三の一の一部、一一三次一の一部、一一四の一部、一一五の一部、一一六の一の一部、一一六の六の一部、一一六の七の一部、一一六の八から一一六の一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一六の六、一一六の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字用瀬字中尾九七八と一体をなす国有地の一部
大字用瀬字中尾	大字用瀬字長尾谷一一三の一の一部、一一三次一の一部、一一四の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字用瀬字中尾のうち九七八と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西郷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成三年十二月五日現在の地番による。）
大字小河内字地 蔵ノ元	大字小河内字地蔵ノ元の全域 大字小河内字伴城二七六の一の一部、二七七の一の一部、二七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小河内字途 田	大字小河内字途田のうち一四から一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小河内字賣津二三、二三の内第一と一体をなす国有地の一部
大字小河内字賣 津	大字小河内字途田一四から一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小河内字賣津のうち三一の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三、二三の内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字小河内字八重垣	大字小河内字八重垣三三の一の一部
大字小河内字平	大字小河内字賣津三一の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小河内字八重垣のうち三三の一の一部以外の区域 大字小河内字蔭平四一、四四の一部、四四の内第二、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小河内字桶田	大字小河内字蔭平のうち四一、四四の一部、四四の内第二、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小河内字桶田のうち五五の一部以外の区域 大字小河内字小ブ谷七一 大字小河内字渡り上り七二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字小河内字小ブ谷	大字小河内字小ブ谷のうち七二以外の区域
大字小河内字渡り上り	大字小河内字桶田五五の一部 大字小河内字渡り上りのうち七二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字小河内字蛙子田	大字小河内字蛙子田の全域 大字小河内字東土居一五九の一の一部、一五九の二の一部、一六〇の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小河内字東土居	大字小河内字東土居のうち一五九の一の一部、一五九の二の一部、一六〇の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小河内字前田	大字小河内字前田のうち二〇七の一の一部、二〇八の一の一部、二〇八の二の一部以外の区域
大字小河内字石田	大字小河内字前田二〇七の一の一部、二〇八の一の一部、二〇八の二の一部 大字小河内字石田のうち二一一の九の一部、二一四の一、二一四の二の一部、二一六の二、二一六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小河内字中	大字小河内字石田二一一の九の一部、二一四の一、二一四の二の一部、二一六の二、二一六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小河内字田のうち二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二〇、二二一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小河内字兵圓坂二三五の二、二三五の五の一部 大字小河内字上本白二五九の一の一部、二六〇の三の一部、二六一、二六一の二、二六一の内第一の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小河内字兵圓坂	大字小河内字兵圓坂のうち二三五の二、二三五の五の一部以外の区域 大字小河内字上本白二四九の一の一部、二五〇の一の一部、二六〇の一及びこれらと一体をなす国有地
大字小河内字上本白	大字小河内字上本白のうち二四九の一の一部、二五〇の一の一部、二五一の二、二五七の一、二五七の三、二五七の四、二五八、二五八の一、二五九の一、二六〇の一、二六〇の三、二六一、二六一の二、二六一の内第一、二六二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字小河内字石橋</p>	<p>大字小河内字伴城</p>	<p>大字小河内字柳田</p>	<p>大字小河内字下本白</p>
<p>大字小河内字石橋のうち二八四の二、二八七の一、二八八から二九〇まで、二九〇の次一、二九一の一、二九五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字小河内字伴城のうち二七六の一の一部、二七七の一の一部、二七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          大字小河内字石橋二八四の二、二八七の一の一部、二八八の一部、二九〇の一部、二九〇の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字小河内字柳田のうち二六八の一部、二六九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          大字小河内字石橋二八七の一の一部、二八八の一部、二八九、二九〇の一部、二九〇の次一の一部、二九一の一、二九五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五の三と一体をなす国有地の一部          大字小河内字ソケ谷二九八の二、二九九の三、二九九の六及びこれらと一体をなす国有地          大字小河内字井手ノ上三〇七の四の一部</p>	<p>大字小河内字田中二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二〇、二二一と一体をなす国有地の一部          大字小河内字上本白二五一の二、二五七の一、二五七の三、二五七の四、二五八、二五八の一、二五九の一の一部、二六〇の三の一部、二六一の内第一の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字小河内字下本白のうち二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六七の一部以外の区域          大字小河内字井手ノ上三〇八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三〇八の六、三〇八の七、三〇九の六と一体をなす国有地</p>

<p>大字小河内字半田</p>	<p>大字小河内字下畔谷</p>	<p>大字小河内字林ノ元</p>	<p>大字小河内字墓田</p>	<p>大字小河内字鹿ノ爪</p>	<p>大字小河内字ソケ谷</p>
<p>大字小河内字鹿ノ爪五四五の五の一部、五四六の三の一部          大字小河内字半田のうち五九一の三、五九一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字小河内字下畔谷のうち五五八の二以外の区域</p>	<p>大字小河内字林ノ元の全域          大字小河内字下畔谷五五八の二</p>	<p>大字小河内字墓田のうち五四八の六から五四八の八までの一部、五四八の九及びこれらと一体をなす国有地          大字小河内字半田五九一の三、五九一の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字小河内字鹿ノ爪のうち五四五の五の一部、五四六の三の一部以外の区域          大字小河内字墓田五四八の六から五四八の八までの一部、五四八の九及びこれらと一体をなす国有地          大字小河内字半田五九一の三、五九一の五と一体をなす国有地</p>	<p>大字小河内字ソケ谷のうち二九八の二、二九九の三、二九九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

	<p>大字小河内字大谷五九五の一部、五九五の一、五九六の一の一部、五九六の六の一部、五九六の八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小河内字大谷</p>	<p>大字小河内字大谷のうち五九五の一部、五九五の一、五九六の一の一部、五九六の六の一部、五九六の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小河内字口持出</p>	<p>大字小河内字口持出の全域 大字小河内字奥山九三三の九、九三三の一〇、九三三の一〇六、九三三の一〇七</p>
<p>大字小河内字奥山</p>	<p>大字小河内字奥山のうち九三三の九、九三三の一〇、九三三の一〇六、九三三の一〇七以外の区域</p>

鳥取県告示第三百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による先地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年十二月五日現在の地番による。）</p>
<p>大字佐貫字滝ノ奥</p>	<p>大字佐貫字滝ノ奥のうち一四五三、一四五三の一、一四五三の二、一四五五、一四五六、一四五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字佐貫字西山</p>	<p>大字佐貫字滝ノ奥一四五三、一四五三の一、一四五三の二、一四五五、一四五六、一四五六の一及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字西山の全域</p>

鳥取県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上萩山地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

上萩山字中萩立道ノ下モ	上萩山字中萩	上萩山字中萩山	上萩山字釜ヶ谷尻	上萩山字釜ヶ谷鉦床	上萩山字明谷右平	上萩山字明谷峠ノ原	上萩山字峠ノ原	上萩山字明谷山	区域を変更する字の名称
上萩山字中萩立道ノ上ミ三七七の一部、三七八の一部、三七九の一部、三八〇の一部	上萩山字中萩山二九六の一部 上萩山字中萩の全域 上萩山字新田谷三八七の四の一部	上萩山字中萩山のうち二九六の一部以外の区域	上萩山字釜ヶ谷鉦床二五七の一部 上萩山字釜ヶ谷尻の全域	上萩山字明谷右平一四四の一部 上萩山字釜ヶ谷鉦床のうち二五七の一部以外の区域	上萩山字明谷右平のうち一四四の一部以外の区域	上萩山字明谷峠ノ原のうち一一八の八の一部以外の区域	上萩山字明谷山九一の一一の一部及びこれと一体をなす国有地 上萩山字峠ノ原の全域 上萩山字明谷峠ノ原一一八の八の一部	上萩山字明谷山のうち九一の一一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域	同上の区域（平成三年十一月五日現在の地番による。）
上萩山字山形	上萩山字畦田	上萩山字木戸	上萩山字木戸脇坂ノ上へ	上萩山字陰場ノ下タ	上萩山字荒田奥田	上萩山字姥ヶ谷尻	上萩山字狭良田	上萩山字新田谷	上萩山字中萩立道ノ上ミ
上萩山字山形の全域 上萩山字山形堂ノマへ六〇三の一部、六〇五の一部、六〇七の一部	上萩山字木戸五五五の一 上萩山字畦田の全域	上萩山字木戸のうち五五五の一以外の区域	上萩山字木戸脇坂ノ上へのうち四四四、四四五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	上萩山字陰場ノ下タのうち四二九の一部以外の区域	上萩山字姥ヶ谷尻四〇九、四一二の二 上萩山字荒田奥田のうち四一六の二の一部以外の区域	上萩山字姥ヶ谷尻のうち四〇九、四一二の二以外の区域 上萩山字荒田奥田四一六の二の一部 上萩山字陰場ノ下タ四二九の一部	上萩山字狭良田の全域 上萩山字木戸脇坂ノ上へ四四四、四四五の一及びこれらと一体をなす国有地	上萩山字新田谷のうち三八七の四の一部以外の区域	上萩山字中萩立道ノ上ミのうち三七七の一部、三七八の一部、三七九の一部、三八〇の二の一部以外の区域 上萩山字新田谷三八七の四の一部

上萩山字山形堂ノマヘ	上萩山字山形堂ノマヘのうち六〇三の一部、六〇五の一部、六〇七の一部以外の区域
上萩山字善藏谷	上萩山字善藏谷のうち六二五の三の一部、六二五の九の一部、六二五の二七から六二五の二九までの一部、六三〇の一部以外の区域
上萩山字アダ善藏	上萩山字アダ善藏のうち六五九の一部以外の区域 上萩山字中善藏六七八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六七八と一体をなす国有地の一部
上萩山字中善藏	上萩山字善藏谷六二五の九の一部、六三〇の一部 上萩山字中善藏のうち六七八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六七八と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字奥善藏	上萩山字奥善藏のうち七〇二、七〇三の一部、七〇四の一部及び七〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字善藏右ノ谷奥	上萩山字善藏右ノ谷奥七三二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七二八、七二九と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字宍窪田	上萩山字善藏谷六二五の二七の一部 上萩山字善藏右ノ谷奥七三二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七二八、七二九と一体をなす国有地の一部 上萩山字宍窪田の全域
上萩山字カラウケ	上萩山字カラウケのうち七五七から七六一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七五五と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字善藏右ノ谷尻	上萩山字善藏谷六二五の三の一部、六二五の二七から六二五の二九までの一部 上萩山字アダ善藏六五九の一部 上萩山字奥善藏七〇二、七〇三の一部、七〇四の一部及び七〇三と一体をなす国有地の一部 上萩山字カラウケ七五七から七六一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七五五と一体をなす国有地の一部 上萩山字善藏右ノ谷尻の全域
上萩山字松原	上萩山字松原の全域 上萩山字松原田チウ堀八三一の一、八三一の四、八三二の一、八三二の二、八三三、八三四の三、八三五の一の一部、八三五の二の一部、八三五の四及びこれらと一体をなす国有地
上萩山字松原田チウ堀	上萩山字松原田チウ堀のうち八三一の一、八三一の四、八三二の一、八三二の二、八三三、八三四の三、八三五の一の一部、八三五の二の一部、八三五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上萩山字漆谷奥渡上り	上萩山字漆谷奥渡上りのうち九二〇以外の区域
上萩山字塔田	上萩山字漆谷奥渡上り九二〇 上萩山字塔田の全域 上萩山字漆谷九九三の二四の一部
上萩山字漆谷三窪田	上萩山字漆谷三窪田のうち九五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字新田原	上萩山字漆谷三窪田九五〇の一と一体をなす国有地の一部



上萩山字久曾谷 鉄穴田	上萩山字久曾谷 鉄穴田	上萩山字久曾谷	上萩山字下モ上 エ原	上萩山字地藏原	上萩山字漆谷	上萩山字新田原の全域 上萩山字漆谷一〇〇三の五の一部、一〇〇三の六の一部
上萩山字久曾谷 上萩山字久曾谷鉄穴田のうち一二六六の一部、一二六八の一部、一二六九の二の一部及び一二六八と一体をなす国有地の一部 上萩山字久曾谷鉄穴田のうち一二六六の一部、一二六八の一部、一二六九の二の一部及び一二六八と一体をなす国有地の一部以外の区域	上萩山字久曾谷鉄穴田のうち一二六六の一部、一二六八の一部、一二六九の二の一部、一二六九の二の一部及び一二六八と一体をなす国有地の一部以外の区域	上萩山字地藏原一二三七の一、一二三八の一、一二三九の一、一二四〇の一、一二四一から一二四四まで 上萩山字下モ上エ原一二六四、一二六五の三、一二六六から一二七一まで、一二七九と一体をなす国有地の一部 上萩山字久曾谷の全域 上萩山字久曾谷尻一三七の一	上萩山字下モ上エ原のうち一二六四、一二六五の三、一二六九から一二七一まで、一二七九と一体をなす国有地の一部以外の区域	上萩山字地藏原のうち一二三七の一、一二三八の一、一二三九の一、一二四〇の一、一二四一から一二四四まで以外の区域	上萩山字漆谷のうち九九三の二四の一部、一〇〇三の五の一部、一〇〇三の六の一部以外の区域	

上萩山字内田	上萩山字横ノ代 畑	上萩山字久曾谷 渡り上り	上萩山字久曾谷 河原
上萩山字横ノ代畑一三五二の二と一体をなす国有地の一部 上萩山字内田のうち一三五二の二の一部、一四五三の二の一部、一三五五、一三五六、一三五七の二から一三五七の三までの一部、一三五八の一部、一三五九、一三六〇から一三六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五三の一、一三五四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	上萩山字横ノ代畑のうち一三三五の一部、一三三六の一部、一三三六の二の一部、一三三七の一部、一三三八、一三三九の一部、一三四五から一三四七までの一部及び一三五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 上萩山字内田一三五二の二の一部、一三五三の二の一部及び一三五二の二と一体をなす国有地の一部 上萩山字横ノ代一四一一の一部、一四一二の一部、一四一三、一四一四から一四一七までの一部、一四二一から一四二二までの一部及び一四一一から一四一四までと一体をなす国有地の一部	上萩山字久曾谷渡り上りのうち一三〇四の一部、一三〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇三、一三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域	と一体をなす国有地の一部 上萩山字久曾谷河原のうち一二九五から一二九七まで、一二九八の一部、一三〇〇の一部、一三〇一の一部、一三〇二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

上萩山字久曾谷尻	上萩山字神田一三九七の二の一部、一三九七の二の一部、上萩山字横ノ代一四一一の一部、一四一二の一部、一四二二の一部、一四二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
上萩山字神田	上萩山字久曾谷尻のうち一三七一の一以外の区域 上萩山字内田一三五五、一三五六、一三五七の二から一三五七の三までの一部、一三五八の一部、一三五九、一三六〇から一三六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五三の一、一三五四の一と一体をなす国有地の一部
上萩山字横ノ代	上萩山字神田のうち一三九七の二の一部、一三九七の二の一部以外の区域 上萩山字横ノ代一四二二の一部、一四二三の一部及び一四二二と一体をなす国有地の一部 上萩山字宮谷一四二四の一部、一四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
上萩山字宮谷	上萩山字横ノ代畑一三三五の一、一三三六の二の一部、一三三六の二の一部、一三三七の一部、一三三八、一三三九の一部、一三四五から一三四七までの一部 上萩山字横ノ代のうち一四一一から一四一三まで、一四一四から一四一七までの一部、一四二一から一四二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 上萩山字横ノ代ノウエ一四三七の四の一部
上萩山字横ノ代ノウエ	上萩山字宮谷のうち一四二四の一部、一四三〇の一部、一四三二の一部及び一四二四、一四三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 上萩山字横ノ代ノウエのうち一四三七の四の一部以外の区域
上萩山字井ノ原	上萩山字井ノ原の全域 上萩山字下萩宮ノ上エ一四九七から一四九九までの一部及び一四九七、一四九八と一体をなす国有地の一部
上萩山字下萩宮ノ上エ	上萩山字宮谷一四三二の一部 上萩山字宮ノ上エのうち一四九七から一四九九までの一部及び一四九七、一四九八と一体をなす国有地の一部以外の区域 上萩山字湯ノ塔一五二二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五二二と一体をなす国有地の一部
上萩山字湯ノ塔	上萩山字下萩宮ノ上エ一四九七の一部 上萩山字湯ノ塔のうち一五二二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五二二と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字ソリ田	上萩山字ソリ田の全域 上萩山字尻り田一五六八の二の一部、一五六八の七、一五六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一五六八の二と一体をなす国有地の一部
上萩山字尻り田	上萩山字尻り田のうち一五六八の二の一部、一五六八の七、一五六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一五六八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
上萩山字小黒目山	上萩山字小黒目山のうち一九四四の九の一部以外の区域
上萩山字岩神	上萩山字小黒目山一九四四の九の一部 上萩山字岩神の全域

鳥取県告示第三百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国安地区第三工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年七月十七日現在の地番による。）
蔵田字北口	蔵田字北口のうち一二四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二四の二、一二四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 蔵田字西北口一六三の二及びこれと一体をなす国有地 馬場字平木三三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 馬場字西屋敷三五七の一及びこれと一体をなす国有地
蔵田字西北口	蔵田字西北口のうち一六三の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
蔵田字隈中才	蔵田字隈中才のうち一八三の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 蔵田字井手中才一八五の一、一八五の二、一八六、一八八

蔵田字井手中才	の一部、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字東遠ノ木一九〇の一部、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字西遠ノ木二〇七の一部 蔵田字長限二一四の一の一部、二一四の三の一部
蔵田字東遠ノ木	蔵田字井手中才一八八の一部、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字東遠ノ木のうち一九〇から一九二までの一部、一九七の一の一部、一九八の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二の一部、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 馬場字平木三一六の二、三一七の二の一部、三一八の一、三一八の三の一部、三一九の一、三一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 馬場字天王ノ下三三六の一の一部、三三六の三の一部、三三七の一の一部、三三七の二、三三七の三、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字上澤	蔵田字東遠ノ木一九八の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二の一部、二〇一の二
蔵田字西遠ノ木	蔵田字隈中才一八三の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字東遠ノ木一九〇の一部、一九一の一部、一九二の一部、一九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字西遠ノ木のうち二〇七の一部以外の区域 蔵田字長限二〇九の一の一部

蔵田字長隈	蔵田字長隈のうち二〇九の一部、二一四の一部、二一四の三の一部以外の区域
馬場字西五反田	馬場字西五反田のうち二五六の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
馬場字平木	馬場字西五反田二五六の二及びこれと一体をなす国有地 馬場字平木のうち三二六の二、三一七の二の一部、三一八の二、三一八の三の一部、三一九の二、三一九の三の一部、三三三と一体をなす国有地以外の区域 馬場字天王ノ下三三五の一部、三三六の一部、三三六の二、三三六の三の一部、三三七の一部、三三九の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 馬場字西屋敷三四一の一部 蔵田字北口一二四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二四の二、一二四の五と一体をなす国有地の一部
馬場字西屋敷	馬場字平木三三四の一部並びに三三三と一体をなす国有地の一部 馬場字天王ノ下三三五の一部、三三六の三の一部、三三八の二の一部、三三八の二の一部、三三九の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 馬場字西屋敷のうち三四一の一部、三五七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 蔵田字井手中才一八九の一部
廃止する字の名称	馬場字天王ノ下

鳥取県告示第三百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野谷東地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年十二月一日現在の地番による。）
大字牧谷字的場	大字牧谷字的場のうち一〇四〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに一九四五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字牧谷字横若	大字牧谷字横若のうち一〇九一の一、一〇九一の三の一部、一〇九二の一から一〇九二の三まで、一〇九三の一から一〇九三の三まで、一〇九四、一〇九五、一〇九六の一から一〇九六の三まで、一〇九六の六、一〇九七、一一〇四、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六、一一〇六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字牧谷字河原田	大字牧谷字河原田のうち一九一九と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字牧谷字松ヶ坪	大字牧谷字松ヶ坪のうち一九四一と一体をなす国有地以外の区域
大字小羽尾字黒谷口	大字小羽尾字黒谷口のうち四二の二の一部、四二の二の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小羽尾字黒谷口八七、八七次一、六七三と一体をなす国有地の一部 大字牧谷字河原田一九一九と一体をなす国有地の一部
大字小羽尾字鷹谷口	大字小羽尾字鷹谷口のうち八八、八九の一部、九〇の一、九〇の二、九一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八七、八七次一、六七三と一体をなす国有地以外の区域
大字小羽尾字鷹谷	大字小羽尾字鷹谷のうち一〇〇、一〇一の一、一〇一の二、一〇二、一〇三、一一二、六七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小羽尾字横若	大字牧谷字的場一〇四〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに一九四五と一体をなす国有地の一部 大字牧谷字横若一〇九一の一、一〇九一の三の一部、一〇九二の一から一〇九二の三まで、一〇九三の一から一〇九三の三まで、一〇九四、一〇九五、一〇九六の一から一〇九六の三まで、一〇九六の六、一〇九七、一一〇四、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六、一一〇六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字牧谷字河原田一九一九と一体をなす国有地の一部 大字牧谷字松ヶ坪一九四一と一体をなす国有地 大字牧谷字横畷の全域 大字小羽尾字黒谷口四二の二の一部、四二の二の一部、四

三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三の二と一体をなす国有地の一部  
 大字小羽尾字鷹谷口八八、八九の一部、九〇の一、九〇の二、九一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八七、八七次一と一体をなす国有地の一部  
 大字小羽尾字鷹谷一〇〇、一〇一の一、一〇一の二、一〇二、一〇三、一一二、六七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一一と一体をなす国有地の一部  
 大字小羽尾字横畷の全域

廃止する字の名称  
 大字牧谷字横畷

鳥取県告示第三百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による北山地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成三年十二月一日現在の地番による。）
大字北山字猪塚	大字北山字猪塚のうち一一五の一、一一六の二、一一七の七、一一八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字大坪田	大字北山字大坪田のうち一二七の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字溝田	大字北山字猪塚一一五の一、一一六の二、一一七の七、一一八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字大坪田一二七の一及びこれと一体をなす国有地 大字北山字溝田のうち一四二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字北山字林崎	大字北山字林崎一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五の一の一部、一四五の三の一部、一四六の一の一部、一四七の一部、一四八の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字山根二一八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字重枝字林崎七六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字重枝字大塚田七七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字重枝字松田八八の一の一部、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字溝田の全域 大字重枝字獅子塚九三の一の一部、九三の四、九三の九及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字五反田九七の二
大字北山字林崎のうち一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五の一の一部、一四五の三の一部、一四六の一の一部	
大字北山字山根	一部、一四七の一部、一四八の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字北山字山根二一七の九、二一七の一〇、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字林崎七五の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字重枝字前田	大字重枝字前田のうち六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六二の一、六三の一、六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字重枝字大塚田八二の一部 大字重枝字立ヲサ一二二の一部、一二三の二の一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字赤坂一二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字重枝字數ノ下	大字重枝字西開地一四一の一部、一六一の五の一部、一六一の八、一六二の三及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字數ノ下のうち六七の一、六八の一、六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の一、七二と一体をなす国有地 大字重枝字林崎七四の一部
大字重枝字林崎	大字重枝字數ノ下六九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六九の一、七二と一体をなす国有地の一部 大字重枝字林崎のうち七四の一部、七五の一、七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字重枝字梅ヶ坪	大字重枝字小橋詰	大字重枝字五反田	大字重枝字獅子塚	大字重枝字松田	大字重枝字大塚
大字重枝字小橋詰一二の五、一二の六、一二の七の一部	大字重枝字小橋詰のうち一二の五、一二の六、一二の七の七以外の区域	大字重枝字五反田のうち九七の二以外の区域	大字重枝字獅子塚のうち九三の一の一部、九三の四、九三の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字重枝字松田のうち八八の一の一部、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字北山字溝田一四二と一体をなす国有地の一部	大字重枝字前田六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字重枝字敷ノ下六七の一、六八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字林崎七五の一の一部、七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字大塚田のうち七七から七九まで、八〇の一から八〇の三までの一部、八一の一部、八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字北山字林崎一四四の一の一部、一四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称	大字重枝字西開地	大字重枝字赤坂	大字重枝字立ヲサ	大字重枝字向イ立ヲサ	大字重枝字梅ヶ坪の全域
大字重枝字溝田	大字重枝字西開地のうち一四一の一部、一六一の五の一部、一六一の八、一六二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字重枝字赤坂のうち一二七の二の一部、一二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字重枝字前田六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六二の一、六三の一、六三の二と一体をなす国有地の一部 大字重枝字大塚田八二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字重枝字向イ立ヲサ二〇の一、二二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字重枝字立ヲサのうち一二二の一部、一二三の二の一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字重枝字赤坂一二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地	大字重枝字向イ立ヲサのうち一二〇の一、一二〇の二、一二一の一から一二二の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字重枝字向イ立ヲサ二〇の二、二二の一、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字重枝字赤坂二二八の二の一部

鳥取県告示第三百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による豊栄地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年十一月五日現在の地番による。）
豊栄字ニッケ	豊栄字ニッケのうち一六三の一以外の区域
豊栄字馬場田	豊栄字馬場田のうち一六四の一以外の区域
豊栄字コフロ谷尻下	道豊栄字コフロ谷尻下モ道下タのうち一六九の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字塔田	豊栄字コフロ谷尻下モ道下タ一六九の二及びこれと一体をなす国有地の一部 豊栄字塔田のうち一九四の一部以外の区域 豊栄字岩黒田一九五の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字河原田一九六の一部、一九七及び一九七と一体をなす国有地

豊栄字河原田	豊栄字ニッケ一六三の一 豊栄字馬場田一六四の一 豊栄字塔田一九四の一部 豊栄字岩黒田一九五の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字河原田のうち一九六の一部、一九七及び一九七と一体をなす国有地以外の区域
豊栄字高畦	豊栄字高畦のうち二一五の一の一部、二一五の三の一部以外の区域 豊栄字家ノ前二二〇、二二二の三の一部、二二四の一の一部
豊栄字家ノ前	豊栄字高畦二一五の一の一部、二一五の三の一部 豊栄字家ノ前のうち二二〇、二二二の三の一部、二二四の一の一部以外の区域
豊栄字水汲場道上エ	豊栄字水汲場道上エのうち二四三の一部以外の区域
豊栄字代ノ原	豊栄字水汲場道上エ二四三の一部 豊栄字代ノ原の全域
豊栄字ハラケ	豊栄字ハラケの全域 豊栄字カケ田二九〇の一部、二九一の一の一部、二九一の二の一部 豊栄字ヨリイ田二九三の二の一部
豊栄字カケ田	豊栄字カケ田のうち二九〇の一部、二九一の一の一部、二九一の二の一部、二九二の一の一部、二九二の二の一部以外の区域 豊栄字ヨリイ田二九三の二の一部、二九五の二、二九五の



豊栄字ヨリイ田	三、二九五の五及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字三窪田二九六の一の一部
豊栄字三窪田	豊栄字ヨリイ田のうち二九三の二、二九五の二、二九五の三、二九五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
豊栄字コウニゴ田	豊栄字三窪田二九六の一以外の区域 豊栄字コウニゴ田のうち二九七の一、二九八の一、三〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
豊栄字行免	豊栄字カケ田二九二の一の一部、二九二の二の一部 豊栄字三窪田二九六の一の一部 豊栄字コウニゴ田二九七の一、二九八の一、三〇〇及びこれらと一体をなす国有地
豊栄字大ブケ	豊栄字行免三〇二の一部、三〇三の一部 豊栄字仲河原三〇四の一部 豊栄字稲荷三〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字大ブケのうち三一一の一の一部以外の区域 豊栄字井手下タ三二五の二と一体をなす国有地の一部
豊栄字稲荷	豊栄字稲荷のうち三〇六の一、三〇六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
豊栄字井手下タ	豊栄字井手下タのうち三二三の二、三二四の二及び三二三の二、三二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字寺	豊栄字寺井手下タ三二三の二の一部、三二四の二及び三二三の二と一体をなす国有地の一部 豊栄字寺のうち三二六の三の一部、三二六の四の一部以外の区域
豊栄字坊ヶ市	豊栄字坊ヶ市三二九の一の一部、三三〇の一の一部、三三一の一部 豊栄字百田四六四の二と一体をなす国有地の一部
豊栄字若杉トヤガ丸ノ下タ	豊栄字坊ヶ市のうち三二九の一の一部、三三〇の一の一部、三三一の一部以外の区域 豊栄字経免四五三、四五六の一、四五六の二と一体をなす国有地の一部
豊栄字若杉川東	豊栄字若杉トヤガ丸ノ下タの全域 豊栄字若杉山根田ノ上ミ四四三の一の一部、四四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字若杉山根田四四五の一の一部、四四六の一部、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四六、四四七と一体をなす国有地の一部
豊栄字若杉荒神ノ平ル	豊栄字若杉川東の全域 豊栄字若杉一三九八の一の一部、一三九八の二
豊栄字若杉山根田ノ上ミ	豊栄字若杉荒神ノ平ルの全域 豊栄字若杉山根田ノ上ミ四四三の一の一部、四四三の二から四四三の四まで、四四四の一の一部、四四四の二及びこれらと一体をなす国有地
豊栄字若杉山根田ノ上ミ	豊栄字若杉山根田ノ上ミのうち四四三の一の一部、四四三の二から四四三の四まで、四四四の一の一部、四四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>豊栄字若杉山根田四四五の二の一部、四四六の一部</p>
<p>豊栄字若杉山根田</p>	<p>豊栄字若杉山根田ノ上ミ四四四の二の一部          豊栄字若杉山根田のうち四四五の二の一部、四四六の一部、          四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四六、          四四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字経免</p>	<p>豊栄字経免のうち四五三、四五六の二、四五六の二と一体          をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字田中屋敷</p>	<p>豊栄字田中屋敷のうち四六一の一、四六一の二、四六二の          一の一部、四六二の二、四六三及びこれらと一体をなす国          有地並びに四五九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字五十尻り</p>	<p>豊栄字井手下タ三二三の二の一部及び三二三の二と一体を          なす国有地の一部          豊栄字寺三二六の三の一部、三二六の四の一部          豊栄字田中屋敷四六一の一、四六一の二、四六二の二の一          部、四六二の二、四六三及びこれらと一体をなす国有地並          びに四五九と一体をなす国有地の一部          豊栄字百田四六四の一、四六四の二及び四六四の二と一体          をなす国有地の一部          豊栄字榎田四六五の一部及びこれと一体をなす国有地          豊栄字五十尻りのうち四六六の三の一部及びこれと一体を          なす国有地以外の区域          豊栄字ニヒ屋田四六八の一部          豊栄字柿木田四七〇の一部</p>
<p>豊栄字ニヒ屋田</p>	<p>豊栄字榎田四六五の一部及びこれと一体をなす国有地          豊栄字五十尻り四六六の三の一部及びこれと一体をなす国          有地          豊栄字ニヒ屋田のうち四六八の一部以外の区域</p>
	<p>豊栄字柿木田四七〇の二の一部、四七一の二、四七二          豊栄字カゲト屋敷四七三の二の一部及びこれと一体をなす          国有地          豊栄字コフニゴノ道下タ六三五の二、六三七の二、六三八          と一体をなす国有地の一部          豊栄字ニゴ本道ノ下タ六三九の二と一体をなす国有地の一          部</p>
<p>豊栄字柿木田</p>	<p>豊栄字柿木田のうち四七〇、四七一の二、四七二以外の区          域</p>
<p>豊栄字カゲト屋敷</p>	<p>豊栄字カゲト屋敷のうち四七三の二の一部及びこれと一体          をなす国有地並びに四七五の二、四七六と一体をなす国有          地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字トウフメ</p>	<p>豊栄字カゲト屋敷四七三の二の一部及びこれと一体をなす          国有地並びに四七五の二、四七六と一体をなす国有地の一          部          豊栄字トウフメのうち四八九の一部以外の区域          豊栄字宮ノ向橋詰四九一と一体をなす国有地の一部          豊栄字ニゴ本道ノ下タ六三九の二の一部及び六三九の二、          六三九の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>豊栄字長塔尻り</p>	<p>豊栄字トウフメノ四八九の一部          豊栄字宮ノ向橋詰四九一、四九二及びこれらと一体をなす          国有地の一部          豊栄字長塔尻りの全域</p>
<p>豊栄字コフニゴ ノ道下タ</p>	<p>豊栄字コフニゴノ道下タのうち六三五の二の一部、六三七          の二の一部、六三八及びこれらと一体をなす国有地以外の          区域</p>

<p>豊栄字ニゴ本道ノ下タ</p>	<p>豊栄字コフニゴノ道下タ六三五の一の一部、六三七の一の一部、六三八 豊栄字ニゴ本道ノ下タのうち六三九の五の一部及び六三九の一、六三九の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字祝神道下タ</p>	<p>豊栄字祝神道下タのうち六九二の二、六九二の五、六九二の九、六九二の一〇以外の区域</p>
<p>豊栄字細越</p>	<p>豊栄字祝神道下タ六九二の二、六九二の五、六九二の九、六九二の一〇 豊栄字細越のうち七〇四の一の一部以外の区域 豊栄字中河原袋尻リ七八七の一の一部、七八八の二の一部、七八八の三の一部及び七八八の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>豊栄字床ウジ</p>	<p>豊栄字床ウジのうち七一八の一の一部、七二二の一の一部、七二二の二の一部、七二三の二の一部、七二三の三の一部、七二三の五の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字床ウジ道下タ</p>	<p>豊栄字床ウジ七一八の一部、七二二の一の一部、七二二の二の一部、七二三の二の一部、七二三の三の一部、七二三の五の一部 豊栄字床ウジ道下タのうち七三三の一の一部、七三三の二の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字床ウジ道上エ</p>	<p>豊栄字床ウジ道下タ七三三の一の一部、七三三の二の一部 豊栄字床ウジ道上エの全域</p>
<p>豊栄字中河原袋尻リ</p>	<p>豊栄字細越七〇四の一の一部 豊栄字中河原袋尻リのうち七八七の一の一部、七八八の二の一部、七八八の三の一部及び七八八の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>豊栄字石原表田</p>	<p>有地の一部以外の区域 豊栄字エボシ岩七九六の一の一部、七九六の二の一部、七九八の一部、八〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>豊栄字エボシ岩</p>	<p>豊栄字石原表田のうち七九五の一の一部、七九五の二の一部以外の区域 豊栄字上坂小田八〇八の一部 豊栄字石原長通シ八一〇の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字石原八一一の一部、八二二の一部</p>
<p>豊栄字上坂小田</p>	<p>豊栄字石原表田七九五の一の一部、七九五の二の一部 豊栄字エボシ岩のうち七九六の一の一部、七九六の二の一部、七九八の一部、八〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 豊栄字上坂小田八〇七の一部、八〇八の一部、八〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部 豊栄字石原長通シ八一〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>豊栄字石原</p>	<p>豊栄字上坂小田のうち八〇七の一部、八〇八の一部、八〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 豊栄字上坂小田八〇七の一部、八〇八の一部及び八〇七と一体をなす国有地の一部 豊栄字石原長通シ八一〇の一部 豊栄字石原のうち八一一の一部、八二二の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字向田</p>	<p>豊栄字向田の全域 豊栄字小山道下タ八六九の一部及び八六九と一体をなす国有地の一部</p>

豊栄字小山道下 タ	豊栄字表田八七〇、八七〇の一、八七〇の二の一部、八七〇の三の一部及び八七〇の一、八七〇の二と一体をなす国有地の一部 豊栄字牛王免九〇二、九〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字シヤウブカ塔一三四五の二の一部
豊栄字表田	豊栄字小山道下タ八六七の一の一部、八六七の二の一部、八六九の一部及び八六九と一体をなす国有地の一部 豊栄字表田のうち八七〇、八七〇の一、八七〇の二の一部、八七〇の三、八七二の一部、八七三の一部、八七四の一、八七四の四、八七六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七〇の一、八七〇の二、八七三と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字横畑	豊栄字横畑のうち八九六の一の一部、八九七の一の一部、八九七の四の一部、八九八の一部以外の区域
豊栄字流田	豊栄字表田八七二の一部、八七三の一部、八七四の一、八七四の四、八七六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七〇の二、八七三と一体をなす国有地の一部 豊栄字横畑八九六の一の一部、八九七の一の一部、八九七の四の一部、八九八の一部 豊栄字流田のうち八九九の一部、九〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字牛王免	豊栄字表田八七〇の三の一部及び八七〇の一と一体をなす国有地の一部

豊栄字国王谷	豊栄字流田八九九の一部、九〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇〇の一と一体をなす国有地の一部 豊栄字牛王免のうち九〇二、九〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 豊栄字国王谷九〇六の一の一部、九〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地
豊栄字道ヨリ山手原田	豊栄字国王谷九一二の二の一部、九一三の一部、九一四及びこれらと一体をなす国有地並びに九一五と一体をなす国有地の一部以外の区域 豊栄字道ヨリ山手原田の全域 豊栄字ノド一三一六の二の一部
豊栄字道ヨリ川手原田	豊栄字道ヨリ川手原田のうち九三一の一部以外の区域 豊栄字元宮九三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九三三と一体をなす国有地の一部 豊栄字道下タ九四七の一の一部、九四八の二の一部及び九四七の一と一体をなす国有地の一部
豊栄字元宮	豊栄字元宮のうち九三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九三三と一体をなす国有地の一部以外の区域 豊栄字上坂トウフ免九三四の一部、九四五の一の一部、九四六の一部
豊栄字上坂トウフ免	豊栄字上坂トウフ免のうち九三四の一部、九四五の一部、九四五の一の一部、九四六の一部及び九四六と一体をなす

<p>豊栄字道下タ</p>	<p>国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字道下タ 豊栄字上坂トウフ免九四六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>豊栄字道ヨリ川手原田九三一の一部 豊栄字上坂トウフ免九四六の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字道下タのうち九四七の一部、九四八の二の一部及び九四七の一、九四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字トウフメン ン行道上エ</p>	<p>豊栄字道下タ九四七の一、九四七の二と一体をなす国有地の一部 豊栄字トウフメン 行道上エの全域</p>
<p>豊栄字紙屋</p>	<p>豊栄字紙屋のうち九五四の一部、九五四の二、九五五の一、九五五の二、九五六、九六七の一部、九六八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五七、九六六と一体をなす国有地の一部以外の区域 豊栄字長田九六九の一部</p>
<p>豊栄字長田</p>	<p>豊栄字紙屋九五四の一部、九五四の二、九五五の一、九五五の二、九五六、九六七の一部、九六八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五六、九六六と一体をなす国有地の一部 豊栄字長田のうち九六九の一部、九七三の一部、九七四の一部、九七六の一部、九七七の三の一部、九七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七〇、九七二、九七三から九七五まで、九七六の一、九七七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 豊栄字長田ノ脇道下タ九八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九八三、九八五と一体をなす国有地の一部 豊栄字鉦原九八七の一部</p>
<p>豊栄字長田ノ脇 道下タ</p>	<p>豊栄字長田九七六の一部、九七七の三の一部、九七九の一部及び九七六の一、九七七の三と一体をなす国有地の一部 豊栄字長田ノ脇道下タのうち九八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九八三、九八五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字鉦原</p>	<p>豊栄字長田九六九の一部、九七三の一部、九七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七〇、九七二、九七三から九七五までと一体をなす国有地の一部 豊栄字鉦原のうち九八七の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字前田</p>	<p>豊栄字前田の全域 豊栄字蛇ヶ喰ノ前一〇九七の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>豊栄字王子田</p>	<p>豊栄字王子田の全域 豊栄字狼石一二七四の二の一部</p>
<p>豊栄字蛇ヶ喰ノ前</p>	<p>豊栄字蛇ヶ喰ノ前のうち一一〇九の一の一部、一一一〇から一一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>豊栄字蛇ヶ喰ノ前</p>	<p>豊栄字蛇ヶ喰ノ前一一〇九の一の一部、一一一〇から一一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字蛇ヶ喰ノ前の全域</p>
<p>豊栄字六地藏ノ前</p>	<p>豊栄字六地藏ノ前のうち一一五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 豊栄字古杉一一五二の二の一部、一一五二の三 豊栄字原場ノ上エ一一五五の四の一部、一一五九の四の一部、一一五九の五の一部、一一五九の六及びこれらと一体</p>

豊栄字原鉄穴	をなす国有地 豊栄字原鉄穴一二九七の一の一部及びこれと一体をなす国有地
豊栄字古杉	豊栄字古杉のうち一一五二の二の一部、一一五二の三以外の区域
豊栄字原場ノ上 <sup>エ</sup>	豊栄字六地藏ノ前一一五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字原場ノ上エのうち一一五五の四の一部、一一五九の四の一部、一一五九の五の一部、一一五九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 豊栄字原鉄穴一二九四の一の一部
豊栄字原鉄穴	豊栄字原鉄穴のうち一二九四の一の一部、一二九七の一の一部及び一二九七の一と一体をなす国有地以外の区域
豊栄字杉谷山	豊栄字杉谷山のうち一二九八の一四及びこれと一体をなす国有地並びに一二九八の二二と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字狼石	豊栄字狼石のうち一二七四の二の一部以外の区域
豊栄字ノド	豊栄字ノドのうち一三一六の二の一部以外の区域
豊栄字シャウブカ塔	豊栄字シャウブカ塔のうち一三四五の二の一部以外の区域
豊栄字若杉	豊栄字若杉のうち二三九八の一の一部、一三九八の二以外の区域

廃止する字の名称

豊栄字岩黒田、豊栄字仲河原、豊栄字百田、豊栄字横田、豊栄字宮ノ向橋詰、豊栄字石原長通シ

鳥取県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る福部地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る国安地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業に係る小畑地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業に係るマチ浦地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る西郷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事

業に係る先城地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る上萩山地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る国安地区第三工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る日野谷東地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町が行う土地改良事業に係る北山地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る豊栄地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次